存使用标	闌
------	---

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書く指定事業者用>

京都府知事		平成	年	月	日
	殿				

広域振興局長

在 開設者の名称 代表者の氏名 印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所	事業 所在	所・施設の 地	(〒	-	_)											
+/-	連糸	格 先	電話番	号						-AX番-	号			į.	旦当者	Í		
施設の		る事業所の所在地以外の場所で 実施する場合の出張所等の所在	(〒	_)											
状	地																	
況		各 先	電話番							-AX番-					旦当者			
		所在地において行う		実施			許可)	1	動等(の区分				(予定	.)	異動項目	
	事業	等の種類		事業	年	月日							左	F月E	1		(※変更	の場合)
		訪問介護			ļ.					1新規	2変更	3終了						
		訪問入浴介護			1					1新規	2変更	3終了						
		訪問看護			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
		訪問リハビリテーション			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
		居宅療養管理指導	į		<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
_		通所介護			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
届		療養通所介護			1					1新規	2変更	3終了						
出	指	通所リハビリテーション	i		<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
を	中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	短期入所生活介護			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
を行う	定居	短期入所療養介護			ļ					1新規	2変更	3終了						
事	宝	特定施設入居者生活介護			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
業	宅サ	福祉用具貸与			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
· 業 所		介護予防訪問介護			ļ					1新規	2変更	3終了						
•	ビ	介護予防訪問入浴介護			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
施	ス	介護予防訪問看護	i							1新規	2変更	3終了						
施設		介護予防訪問リハビリテーション			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
の		介護予防居宅療養管理指導			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
種		介護予防通所介護			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
類		介護予防通所リハビリテーション	- 1		1					1新規	2変更	3終了						
		介護予防短期入所生活介護			<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
		介護予防短期入所療養介護	T A =#		<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
		介護予防特定施設入居者生活	古介護		<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
	日本	介護予防福祉用具貸与	į		<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
	店七	介護支援 介護老人福祉施設	ļ		 					1新規	2変更	3終了						
	施				<u> </u>					1新規	2変更	3終了						
	設	介護老人保健施設 介護療養型医療施設			<u> </u>					1新規 1新規	2変更 2変更	3終了 3終了						
△群	/P I/c	事業所番号	- 1		<u> </u>				-	Ⅰ	2変史	3作9]						
		尹未別留ち コード等	<u>i i</u>	— —	<u> </u>	 		i	<u> </u>	-								
		<u>コート寺</u> 変 更	前		<u> </u>	1 1			÷				変	更	後			
特	 	发 艾	וים										Ø.	بر	区			
記事項																		
	関係 関係	書類 別添のとおり																

備考1

- 「府使用欄」には記載しないでください。 「実施事業」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「〇」を記入してください。 「異動項目」欄には、(別紙1-1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合 は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号					

提供サービス	施設等の区分 人員配置	区分 そ	の 他 該 当 す る 体 制 等	割引
各サービス共通		地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他	_
	1 身体介護	特別地域加算	1 なし 2 あり	
訪問介護	2 生活援助	特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	1 なし 2 あり
	3 通院等乗降介助			
訪問入浴介護		特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
		特別地域加算	1 なし 2 あり	
=1 00 == =#	1 訪問看護ステーション	緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
訪問看護	2 病院又は診療所	特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
		ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
=±88 (1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 病院又は診療所			
訪問リハビリテーション	2 介護老人保健施設			
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
		大規模事業所	1 非該当 2 該当	
		時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
77 -C A =#	3 小規模型事業所	個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
通所介護	4 通常規模型事業所	入浴介助体制	1 なし 2 あり	
	5 療養通所介護事業所	若年性認知症ケア体制	1 なし 2 あり	
			1 なし 2 あり	
		口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
		PM R O A R L L 7 T T T O L T	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士	
		職員の欠員による減算の状況	7 言語聴覚士	·/
		大規模事業所	1 非該当 2 該当	
77711	1 通常規模の医療機関	時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
通所リハビリテーション	2 小規模診療所	入浴介助体制	1 なし 2 あり	
	3 介護老人保健施設		1 なし 2 あり	
			1 なし 2 あり	
		口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
福祉用具貸与		特別地域加算	1 なし 2 あり	
		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
	1 単独型	 ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
短期入所生活介護	2 併設型・空床型	機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
短期人所生活介護	3 単独型ユニット型		1 対応不可 2 対応可	
	4 併設型・空床型ユニット型		1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
		緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
		夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士	
		 ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
4-40 3 -c + + A -+	1 介護老人保健施設	リハピリテーション機能強化	1 なし 2 あり	
短期入所療養介護	2 ユニット型介護老人保健施設	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
		認知症ケア加算	1 なし 2 あり	············· /
		緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	

Г	T	1	〒88世 75 夕 14 甘 2 6		
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 4 加算型 II 5 減算型	/
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	/
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	/
	4 点原点	0 7 30	療養環境基準 医師の配置基準	1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II 4 減算型 III	/
	1 病院療養型	2 I型		1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	/ /
	6 ユニット型病院療養型	3 Ⅱ型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	/ /
	A 病院経過型	4 Ⅲ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	/ /
			緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	/ /
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	/ /
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法 I 2 理学療法 II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	/
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	/ /
00 1-40 7	a = A = 7 = # TI	- TI	療養環境基準	1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II	/ /
23 短期入所療養介護	2 診療所療養型	1 I型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	/ /
	7 ユニット型診療所療養型	2 Ⅱ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	/
			緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	/
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	/
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法 I 2 理学療法 II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	/
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	/
	0 =3/m c/c t t t T	5 I型	ユニットケア体制 	1 対応不可 2 対応可	/
	3 認知症疾患型	6 Ⅱ型		1 対応不可 2 対応可	/
	8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	7 皿型	栄養管理の評価 	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	/
	B 認知症栓適型	8 Ⅳ型		1 対応不可 2 対応可	/
		9 V型	リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
	4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可	/
	1 有料老人ホーム		栄養管理の評価 職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	1 1 0 1
		4 6n. #il	職員の欠員による減昇の払沈 個別機能訓練体制	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
33 特定施設入居者生活介護	2 軽費老人ホーム3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービ		1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可	
	4 高齢者専用賃貸住宅	2 外部サービ ス利用型	仪 日 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2	对设个明 2 对应明	
-	4 向即有等用具具性七	2113702	 特別地域加算	1 なし 2 あり	
43 居宅介護支援			特定事業所加算	1 なし 2 あり	
-			付た事業が加昇 夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
			改画到衍末代基準 職員の欠員による減算の状況	本学生 2	1 46 2 89
			現員の大員による減算の仏法 ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			ユーットソア体制 重度化対応体制	1 対応不可 2 対応可	
			単度化対応体制 準ユニットケア体制	 	
	1 介護福祉施設		佐工一ツトツア (本町) 個別機能訓練体制	1 対応不可 2 対応可	
51 介護老人福祉施設	2 小規模介護福祉施設		個別機能訓練体制 常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
51 月設名八冊址池設			帝 <u>即等化</u> 医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
	3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設		精神科	1 なし 2 あり	
	4 ユーット至小院候介護価値施設		学音 日 王 心 又 抜 体 的 学養 管 理 の 評 価 学養 管 理 の 評 価	はし 2	
			本食官理の計画 身体拘束廃止取組の有無	なし 2 未会工 3 管理未会工 4 未会グア・マネンタント体制	
			身体拘束廃止取組の有無 看取り介護体制	1 なし 2 あり	
			有取り介護体制 在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
		+	仕毛・入所相互利用体制	I 対応介明 2 対応明 1 基準型 2 減算型 1	
1 1	1 介護保健施設		夜间勤務宗代基準 職員の欠員による減算の状況	基準空 2 減算空	/
		1		 	
			ューットケマは制	1. 対応不可 2. 対応可	
52 介護老人保健施設	2 ユニット型介護保健施設		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可 1 かし 2 学業十 3 管理学業十 4 学業ケア・フネジメント体制	
52 介護老人保健施設	2 ユニット型介護保健施設 3 小規模介護保健施設		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
52 介護老人保健施設	2 ユニット型介護保健施設				

			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 I 4 加算型 II 5 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	···· /
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	···· /
	1 病院療養型	2 I型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	····
	6 ユニット型病院療養型	3 Ⅱ型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	···· /
	A 病院経過型	4 Ⅲ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	/ I
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	/
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	/ I
F0 人类生类型医生物型			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
53 介護療養型医療施設			療養環境基準	1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II	/
	2 診療所型	1 I型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
	7 ユニット型診療所型	2 Ⅱ型	身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
		5 I型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
	3 認知症疾患型	6 Ⅱ型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
	8 ユニット型認知症疾患型	7 Ⅲ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	7 /
	B 認知症経過型	8 Ⅳ型	身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	7 / 1
		9 V型	リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

事業所番号					

	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	1 該	当	す	る	体	制	等	
	各サービス共通			地域区分				1	特別区	2 特甲地	也 3 甲地 4 乙地 5 その他
1	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算 特定事業所加算				1	なし 2 なし 2		3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算				1	なし 2	あり	
				職員の欠員による 大規模事業所	る減算の状	況			なし 2 非該当		3 介護職員
11	通所介護	3 小規模型事業所		時間延長サービス 個別機能訓練体制					対応不可 なし 2		5ন
'	地が 月 改	4 通常規模型事業所		入浴介助体制 若年性認知症ケア	ア体制				なし 2 なし 2		
				栄養マネジメン 口腔機能向上体制					なし 2 なし 2		

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1)介護サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号にO印を付してください。
 - 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
 - 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
 - 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。
 - 5 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8)を添付してください。
 - 6 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
 - (例) 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養管理体制」…管理栄養士・栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、

「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等

- 7 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 8 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
- 9 「栄養管理の評価」については、1~4 (又は1~3) のいずれか一つを選んで○印をつけてください。

具体的には、栄養ケア・マネジメント体制がとれている場合には4のみにO印をつけてください。栄養士も管理栄養士も配置されている場合には、3のみにO印をつけてください。

「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」(別紙11)を添付してください。

- 10 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 11 「緊急受入体制」「夜間看護体制」については、「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」(別紙9)を添付してください。
- 12 「重度化対応体制」については、「重度化対応体制に係る届出書」(別紙9-2)を添付してください。
- 13 「特定事業所加算」については、「特定事業所加算に係る届出書」(訪問介護事業所については別紙10、居宅介護支援事業所については別紙10-2)を添付してください。
- 14 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 15 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
 - (1)看護職員、介護職員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
 - (2) ア 医師 (病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員 (病院において従事するものを除く。)、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。(人員配置区分欄 更は行わない。)
 - イ 医師の欠員 (病院において従事する者に限る。) …指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。 ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

<厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する ((1)が優先する。)

- ウ 介護支援専門員(病院において従事する者に限る。)の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。
- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
 - 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
 - 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
 - 4 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考 (別紙1-1)介護サービス サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (介護予防サービス・介護予防支援)

事業所番号					

	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	7	Ø	他	該	当	व	-	る	体	制	等	•	割引
	各サービス共通			地域区分	1	特別区	2 特甲均	也 3 甲均	地 4	乙地	5 そ	の他				-
61	介護予防訪問介護			特別地域加算	1	なし	あり									1 なし 2 あり
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1	なし 2	あり									1 なし 2 あり
		1 訪問看護ステーション		特別地域加算	1	なし 2										
63	介護予防訪問看護	2 病院又は診療所		緊急時訪問看護加算	1	なし 2	あり									
				特別管理体制	1	対応不可	[2 対原	河								
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設														
				職員の欠員による減算の状況	1	なし 2	看護職員	[3 介]	護職員							1 なし 2 あり
				運動器機能向上体制	1	なしょ	あり									
35	介護予防通所介護			栄養改善体制	1	なし 2	あり									
				口腔機能向上体制	1	なし 2	あり									
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし 2	あり									
				職員の欠員による減算の状況	1	なし 2	医師(3 看護職」	員 4	介護職	員 5	理学療法	去士 6	作業療法	士 7 言語聴覚士	
				運動器機能向上体制	1	なし	あり									
66	介護予防通所リハビリテーション	•		栄養改善体制	1	なし 2	あり									
				口腔機能向上体制	1	なし 2	あり									
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なしょ	あり									
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1	なし	あり									
				夜間勤務条件基準	1	基準型	2 減算型	DE CONTRACTOR OF THE CONTRACT								1 なし 2 あり
		1 単独型		職員の欠員による減算の状況	1	なし 2	看護職員	[3 介]	護職員							
0.4	介護予防短期入所生活介護	2 併設型・空床型		ユニットケア体制	1	対応不可	[2 対原	河								
24	介護予防短期入所生活介護	3 単独型ユニット型		機能訓練指導体制	1	なし 2	あり									
		4 併設型・空床型ユニット型		送迎体制	1	対応不可	[2 対原	河								
				栄養管理の評価	1	なし 2	栄養士	3 管理	栄養士							
				夜間勤務条件基準	1	基準型	2 減算型	DE CONTRACTOR OF THE CONTRACT								
				職員の欠員による減算の状況	1	なし 2	医師 3	3 看護職 ₁	員 4	介護職	員 5	理学療法	去士 6	作業療法	: ±	
0.	人类又吐红地。正库羊人类	1 介護老人保健施設		ユニットケア体制	1	対応不可	[2 対原	河								
25	介護予防短期入所療養介護	2 ユニット型介護老人保健施設		リハピリテーション機能強化	1	なしょ	あり									
				送迎体制	1	対応不可	[2 対原	可								
				栄養管理の評価	1	til. :	栄養士	3 管理:	学養十							1 /

			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 I 4 加算型 II 5 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	- /
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	/
	1 病院療養型	2 Ⅰ型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II 4 減算型 II	-
	6 ユニット型病院療養型	3 I型	医師の配置基準		-
	A 病院経過型	4 Ⅲ型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	/
	A 病阮程迥空	4 皿型			/
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	- / /
			特定診療費項目	1	_
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	」 / Ⅰ
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	_ /
26 介護予防短期入所療養介	· 章楼		療養環境基準	1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II	/ _
20 月度了例应朔八月掠驶月	2 診療所療養型	1 I型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
	7 ユニット型診療所療養型	2 Ⅱ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	7 / 1
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	7 / 1
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	T / 1
		5 I 型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	7 / 1
	3 認知症疾患型	6 Ⅱ型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	T / I
	8 ユニット型認知症疾患型	7 Ⅲ型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	T /
	B 認知症経過型	8 Ⅳ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	T / 1
		9 Ⅴ型	リハピリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	7 /
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	1 / Ⅰ
	4 基準適合診療所型			1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	//
	1 有料老人ホーム		**************************************		1 なし 2 あり
	2 軽費老人ホーム	1 一般型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
35 介護予防特定施設入居者	生活介護 3 養護老人ホーム	2 外部サービ			-
	4 高齢者専用賃貸住宅	ス利用型	個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

業所番						

	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	該当する	体 制 等
	各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
6	1 介護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし 2 あり
6	3 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
65				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり
	介護予防通所介護			栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1-2)介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に〇印を付してください。
 - 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
 - 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
 - 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。
 - 5 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8)を添付してください。
 - 6 その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
 - (例) 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養管理体制」…管理栄養士・栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、

「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等

- 7 「栄養管理の評価」については、1~3のいずれか一つを選んで○印をつけてください。
- 8 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 9 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 10 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
 - (1)看護職員、介護職員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
 - (2) ア 医師 (病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)
 - イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。 ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

<厚牛労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。 ((1)が優先する。)

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
 - 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
 - 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
 - 4 介護予防短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考 (別紙1-2)介護予防サービス サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。